**平成２７年（フ）第６１号**
盛岡市志家町２番25―303号
破産者　鈴木　孝俊
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第４号**
秋田県にかほ市院内字城前14番地
破産者　三浦　清人
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２７年（フ）第１２０号**
さいたま市見沼区大字中川992番地３　金子コーポ101号室
破産者　藤島　節夫
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２４号**
埼玉県上尾市西宮下１丁目98番地２　メゾン田中206
破産者　中村　清一
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７８９号**
名古屋市緑区太子３丁目20番地　ニューコーポ太子101号
破産者　松井　久伸
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第７９号**
名古屋市中区新栄２丁目50番37号　市営新栄荘６棟504号
破産者　丹羽　正敏
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２６３号**
兵庫県明石市大久保町大窪686番地
破産者　長部　　薫
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２６６号**
兵庫県明石市本町２丁目５番５号　プレステージ明石本町402号
破産者　宮崎　國臣
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第３３６号**
奈良県天理市杣之内町773番地７
破産者　スターファイブこと　中畑　陽平
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第２７０号**
大分県別府市上原町６番22号　生活倶楽部心
破産者　永松　　太
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２４号**
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2594番地の９
破産者　嘉手納良勝
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２６年（フ）第１０５号**
神奈川県秦野市東田原452番地の６　アリエスⅠ101号、前住所神奈川県伊勢原市西富岡1072番地の８
破産者　三嶋　文孝
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２５３号**
神奈川県秦野市室町２番33号、前住所神奈川県秦野市曽屋775番地の１　ダイアパレス秦野302号
破産者　石田　　崇
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第３５２号**
神奈川県小田原市中里408番地の８　元祥ハイツＡ－５、住民票上の住所神奈川県小田原市中里408番地の８
破産者　三尋木健二
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１８号**
岐阜県本巣市文殊1560番地61
破産者　中村　信夫
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１４０号**
岐阜県揖斐郡大野町大字中之元102番地２
破産者　髙楠富士雄
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第７号**
岐阜県揖斐郡大野町大字中之元102番地２
破産者　髙楠まち子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第４号**
岐阜県大垣市笠木町86番地21
破産者　ののロールケーキこと　道野　晃子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第１３２号**
静岡県富士宮市神田川町22番地の２、開始決定時の住所静岡県富士宮市野中町803番地
破産者　塩川　昌明
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部